



KYOTO SHINREN REPORT 2013



目次

ごあいさつ	1	役員などの報酬体系	20
経営方針	2	沿革・歩み	22
運営体制	3	業務内容	23
事業概況（平成24年度）	12	財務諸表	33
社会的責任と貢献活動	14	資料編	47
組織の概要	18	ご参考	77

業務内容

○業務のご案内	24
・貯金業務	
・貸出業務	
・為替業務	
・公共債・投資信託の窓口販売業務	
・その他のサービス業務	
○商品のご案内	25
・貯金	
・個人向けご融資	
・一般企業等事業者向けご融資	
・担い手農業者向けご融資	
・制度資金のご融資	
・JAキャッシュカードサービス	
・為替サービス	
・国債	
・投資信託	
・その他のサービス	
○各種手数料	30
・ATM利用手数料	
・内国為替の取扱手数料	
・その他の手数料	

財務諸表

○決算の状況	34
・貸借対照表	
・損益計算書	
・キャッシュ・フロー計算書	
・剰余金処分計算書	
・注記表	
○代表者の確認書	46
・財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認	

資料編

○損益の状況	48
・最近5年間の主要な経営指標	
・利益総括表	
・資金運用収支の内訳	
・受取・支払利息の増減額	
○事業の概況	50
・貯金に関する指標	
・貸出金等に関する指標	
・有価証券に関する指標	
・有価証券の時価情報等	
○経営諸指標	58
・利益率	
・貯貸率	
・貯証率	
○自己資本の充実の状況	59
・自己資本の状況	
・信用リスクに関する事項	
・信用リスク削減手法に関する事項	
・派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	
・証券化エクスポージャーに関する事項	
・オペレーショナル・リスクに関する事項	
・出資等エクスポージャーに関する事項	
・金利リスクに関する事項	

- 本冊子は農業協同組合法第54条の3にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。
- 金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

■ ごあいさつ



経営管理委員会会長
中川 泰宏



代表理事理事長
杉田 勇市

みなさまには、日頃より京都府信用農業協同組合連合会（JAバンク京都信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、府内JAと一体となって、府内農業の発展を金融面から支援させていただくとともに、組合員・利用者のニーズに応え、地域社会の発展に役立つ金融機関を目指し、業務展開を図ってまいりました。

この冊子は、平成24年度の当会の事業概況や経営状況、業務内容等を取りまとめ、利用者のみなさまに当会に対するご理解を一層深めていただくために作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、平成24年度のわが国経済は、夏場以降、世界経済の減速や円高の定着等により景気の底割れが懸念される状況となりましたが、年度末にかけては新政権による経済政策への期待が高まり、株価も持ち直しの動きを見せました。

一方、農業情勢につきましては、担い手不足の深刻化のほか、環太平洋経済連携協定（TPP）への参加問題など、農業生産基盤を揺るがす問題に直面することとなりました。

このような状況の下、JAバンク京都では組合員・利用者の「農業メインバンク」、「生活メインバンク」としての機能強化に取り組みました。当会の事業運営につきましても、JAと一体となった貯金増強運動の効果により貯金は事業計画を大幅に上回る実績となり、当期剰余金も計画を達成することが出来ました。

平成25年度につきましても、新たにスタートさせた「JAバンク京都中期戦略」の基本目標である「将来に向けて組合員・利用者の満足度と地域での存在感を高め成長し続けるJAバンク京都」を実現するため、JAとの一体性をより高めながら、役職員が一丸となって積極的に事業に取り組んでまいります。

今後とも格別のご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成25年7月

経営管理委員会会長
代表理事理事長

中川 泰宏
杉田 勇市

経営方針

JAバンク京都信連は、以下の経営理念のもと、平成25年度から平成27年度を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、基本目標の実現に向け取り組んでおります。

■ 経営理念

府内JA信用事業の連合会として協同組合活動を通じて、京都の農業振興と地域経済の発展に貢献します。

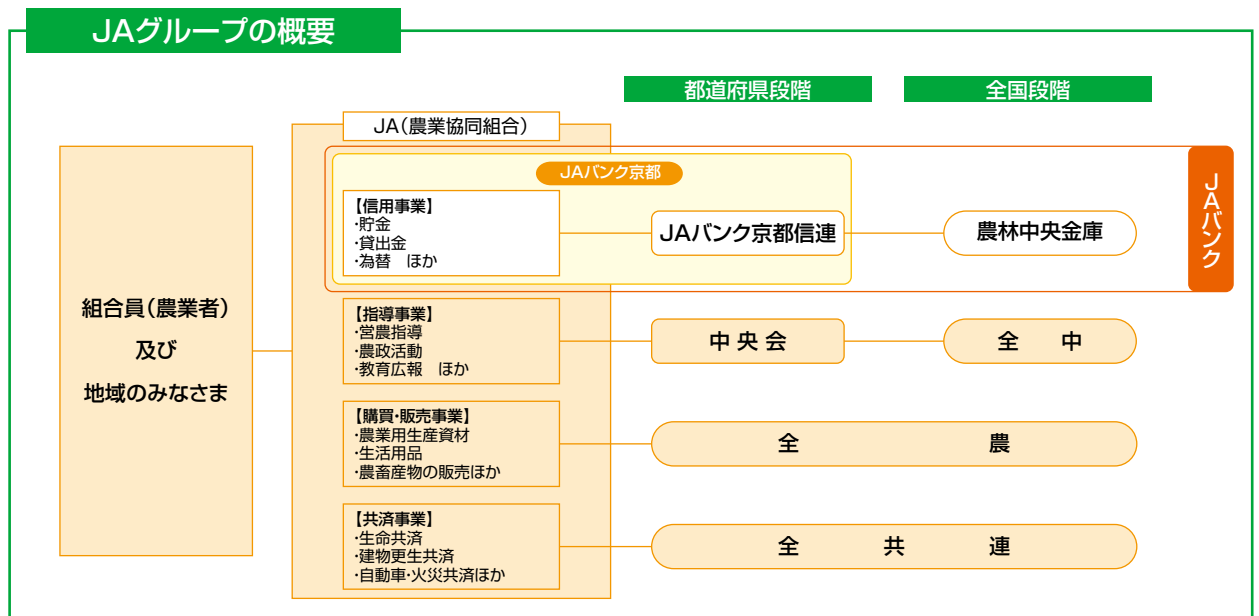
■ 基本目標

1. JAと一体となって食と農、地域社会に貢献し、組合員・利用者の満足度・信頼感を高める。
2. 事業量を拡大するとともに運用力を一層強化し、安定した収益確保と機能還元努める。
3. 新たな施策と改善により、経営の健全性・信頼性を確保する。

【JAグループとは】

JAグループは、市町村・都道府県・全国の各段階で構成する協同組合組織です。

当会は都道府県段階の信連であり、京都府内のJAの信用事業をサポートする役割を担っています。



JAバンクは銀行や信用金庫などと同じように、組合員だけでなく地域のどなた様でもお気軽にご利用いただけます。

■ 運営体制

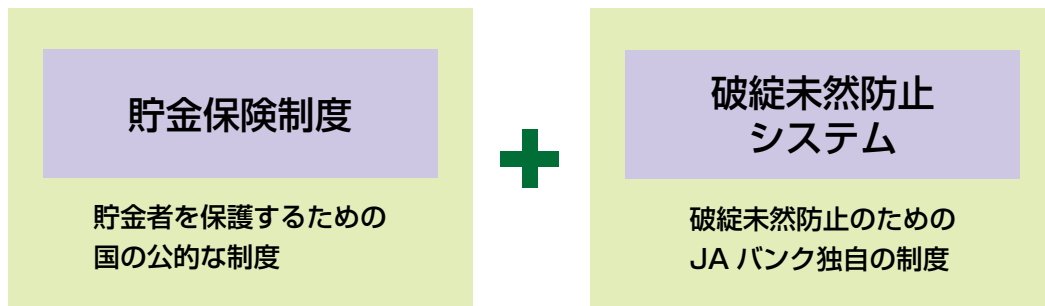
■ JAバンクシステム

「JAバンクシステム」とは、京都府内JA・当会をはじめ全国のJA・信連・農林中金が実質的に一つの金融機関（JAバンク）として機能し、組合員および地域の皆様に、より一層の「便利」と「安全」をお届けするためのシステムです。

■ JAバンク・セーフティネット

みなさまからより安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクでは、「貯金保険制度」と「破綻未然防止システム」により、「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

この仕組みによって、組合員・利用者のみなさまに、より一層の「安心」をお届けします。



● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の公的保護制度です。

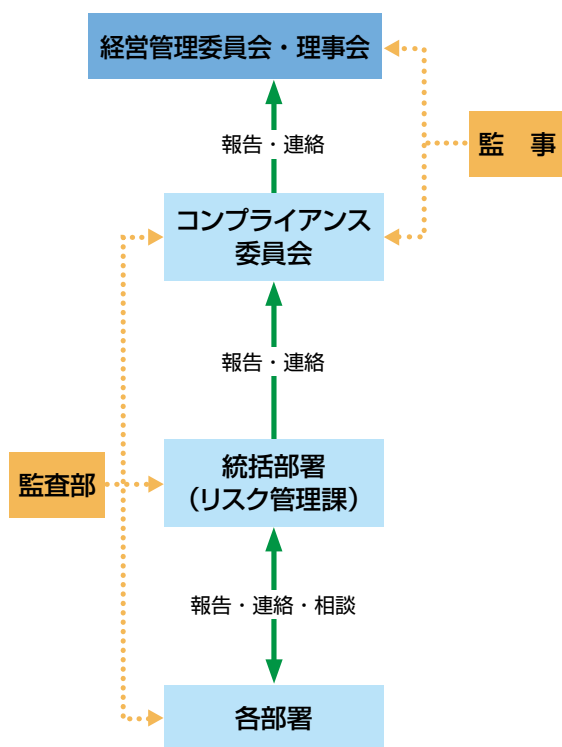
● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行っています。

■ コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

【コンプライアンス体制】



金融機関が直面するリスクの多様化、複雑化を踏まえ、自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことは、地域金融機関として社会的責任を果たすための必須事項であると強く認識しています。

当会の役職員ひとり一人が、高い倫理観と使命感をもって、常に社会的責任を自覚し、健全な業務運営を行っています。

当会では、コンプライアンスにかかる基本方針を具現化し、利用者・社会から一層の信頼を確保するため、倫理行動基準を策定するとともに役職員の行動規範や遵守すべき法令等を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを策定しています。また、コンプライアンスの実践計画として毎年度理事会で決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、内部研修・自己啓発等を確実に実践することによって、コンプライアンス重視の組織風土を醸成しています。

【コンプライアンスにかかる基本方針】

1. 社会的責任と公共的使命の認識
当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
2. 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、府下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与する。
3. 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
4. 反社会勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
6. 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
7. 環境問題への取組
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
8. 社会貢献活動への取組
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組む。

【JAバンク京都信連倫理行動基準】

1. プロとしての自覚

私たちは、高い倫理観のもと専門性を一層磨き、柔軟な発想・誠実な態度・信頼の評価を併せ持つ、金融のプロとして行動します。

2. 積極的な行動

私たちは、他組織との連携による高度な情報分析、迅速・確実な情報提供と有効な提案等、会員・利用者等のニーズに応えるため積極的に行動します。

3. 関連法規の遵守

私たちは、あらゆる法令・会内規則・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとめることのない、公正で誠実な事業運営を行います。

4. 公正・透明な取引と効率的な業務運営

私たちは、取引に関連した過度な贈答・接待の授受を慎み、節度を持った交際、コスト意識の堅持を通し、常に公正・透明・効率的な取引を行います。

5. 人権の尊重

私たちは、役職員一人ひとりがお互いを尊重し、常に相手の立場に立って考え行動する、差別やハラスメントのない職場づくりに努めます。

6. 働きやすい職場を目指して

私たちは、お互いを尊重し、高いモラルの維持とコミュニケーションの充実により団結力を高め、個々の能力が発揮できる働きやすい職場を目指します。

7. 地域社会の一員として

私たちは、良識ある行動と地域活動への積極的な参加に努めるとともに、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き断固としてこれを排除します。

8. 環境への取組

私たちは、省資源・省エネ・リサイクルなど資源の有効活用に努め、環境にやさしい取り組みを積極的に行います。

■ 個人情報保護方針

当会は、お客様の個人情報を正しく取り扱うことが、事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

【個人情報保護方針】

1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえで、予めご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。

なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。

5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、予めご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた

場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

8. 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

【利用者保護等管理方針】

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。

4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。

5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

【金融 ADR 制度への対応】

① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口

（電話：075-681-2424（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）、総合紛争解決センター（大阪府）

①の窓口または京都府JAバンク相談所（電話：075-693-2105）にお申し出ください。なお、京都弁護士会紛争解決センター、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター、兵庫県弁護士会紛争解決センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域

の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は京都府 JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問い合わせください。

■ 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報の適切なセキュリティ確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約いたします。

【情報セキュリティ基本方針】

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、役職員の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる

体制を維持します。

4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム（組織的に情報セキュリティの維持及び向上のための施策を立案、運用、見直し及び改善すること）を確立し、維持改善に努めます。

■ 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表いたします。

【利益相反管理方針の概要】

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は以下のとおりです。
(1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当社は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当社の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当社は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

【反社会的勢力への対応に関する基本方針】

1. 反社会的勢力との決別

当社は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

2. 組織的な対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

3. 外部専門機関との連携

当社は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

■金融商品の勧誘方針

当社は、貯金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

【金融商品の勧誘方針】

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■金融円滑化にかかる基本方針

当会は、府内JA信用事業の連合会として、健全な事業を営む農業者や中小企業者等のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくことを、当会の最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

【金融円滑化にかかる基本方針】

1. 当会は、農業者や中小企業者等のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、研修等により上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、農業者や中小企業者等のお客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、農業者や中小企業者等のお客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携

を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制について
当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) コンプライアンス委員会での協議
専務、各部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 苦情・相談窓口の設置
事業資金または住宅資金をお借入いただいている農業者または中小企業者等のお客様からの円滑化にかかる相談窓口及び苦情相談窓口を設置しています。
 - (3) 金融円滑化管理責任者および担当者の設置
営業部長を金融円滑化管理責任者とし、営業部に金融円滑化担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■貸出運営

当会は、京都府内を事業区域とする地域金融機関であるとともに京都府内JAの信用事業の連合会として、JAの組合員及び地域の皆様からお預かりした大切な資金を、農業振興と地域社会発展のために安定的に融通・還元することが重要な役割と認識しております。地域金融機関として、農業者・農業法人はもとより、地場産業、地方公共団体など地域のさまざまな資金ニーズに応えることにより、地域社会の一層の発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

■ リスク管理の態勢

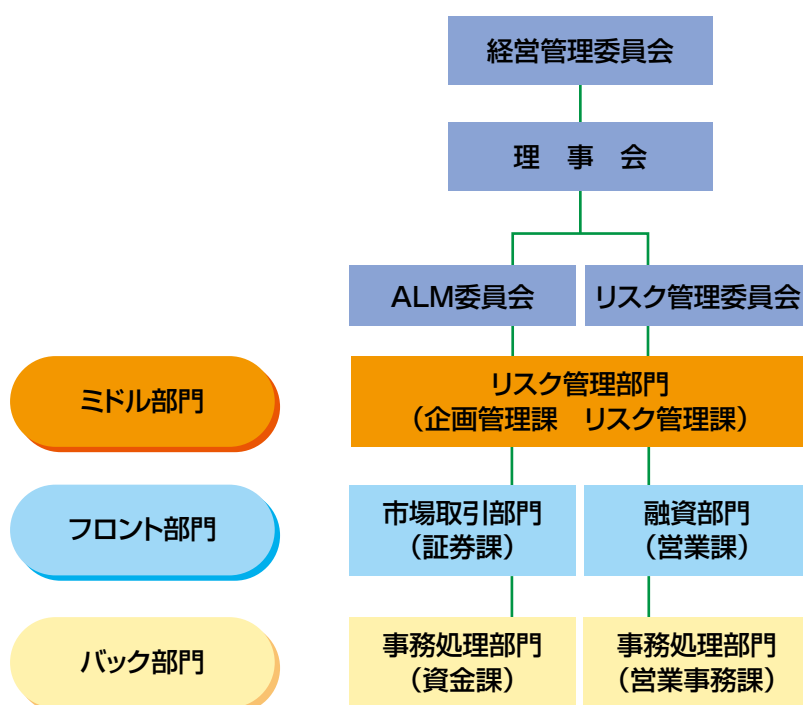
金融機関が内包するリスクは、信用リスク・市場関連リスク・事務リスク等多種多様にわたり、量的な増大とともに質的にも一段と複雑化しています。こうした情勢の中、金融機関のリスク管理能力の充実は年々重要性を増しており、健全性の高い経営、さらなる信頼性の確保を目指すなかで、より高いレベルでのリスク管理態勢の構築が最重要事項となっています。

当会では、会員・利用者の皆様に安心してご利用いただくため、「リスクマネジメント基本方針」を中心として、認識すべきリスクの種類や管理手法・管理体制などのリスク管理体系を整備しており、それに基づいたリスク管理体制の確立により、リスクのコントロールと安定的な収益確保に努めています。

■ リスク管理体制

経営管理委員会において「リスクマネジメント基本方針」を策定し、リスク管理の対象とするリスクの種類を定義するとともに、リスク管理体制を明らかにしています。

収益部門については、フロントとバックを分離して正確な事務処理の確保に努めています。また、審査業務、リスク管理業務についてはミドル部門である「リスク管理課」、ALM管理業務については同じくミドル部門である「企画管理課」が主管部署として行い、当会規定に基づいて適宜、ALM委員会、リスク管理委員会にて協議・検討し、理事会・経営管理委員会へ附議・報告を行う体制としています。



なお、当会において認識するリスクについては以下のとおりです。

●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、当会が保有する資産の価値が減少ないし消失することにより、損失を被るリスクです。

●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな要因が変動することにより、当会が保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクです。

その他、役職員の事務処理や事故・不正等にかかる「事務リスク」、コンピューター障害、誤作動等にかかる「システムリスク」、資金調達にかかる「流動性リスク」、法律や契約にかかる「法務リスク」があります。

■ALM委員会・リスク管理委員会

ALM委員会を毎月、リスク管理委員会を原則四半期毎に開催しています。

ALM委員会においては、リスクを適正な水準に保つための適切な資産配分とそれに伴う収益の安定を図り、加えて中長期収支シミュレーションの実施により金利変動に対応した安定収益が確保できるように努めています。

リスク管理委員会においては、各種限度額等のモニタリングの結果報告を行うとともに、諸情報の分析結果の報告、検討を行っています。これにより、各部署へのリスクマネジメント意識の周知徹底、リスク量に見合った収益の確保を図っています。

■統合的なリスク管理について

信用リスクや市場関連リスクを計量化するとともに、自己資本を配賦原資としたリスク許容額を算出し、リスクの種類別にリスク配分額を決定しています。各部門は、決定されたリスク配分額の範囲内において業務運営を行い、リスク管理部門が一元的な管理を行うことにより経営の健全性確保に努めています。

またリスク分散の観点から運用限度額基準を設定し、一与信先に対する与信限度額、格付別与信限度額、業種別与信限度額を管理しており、これについても事業年度毎に見直し、毎月のモニタリングで検証しています。加えて受益証券、デリバティブ取引については別途ロスカット基準を定めるなど、リスクの早期低減にも努めています。

■審査体制

融資部門、市場取引部門から独立したリスク管理部門（リスク管理課）が二次審査を実施する体制を採り、審査にかかる牽制機能を確保しています。また、与信限度額管理を行いリスク集中の防止に努めるとともに、与信先の経営状況や資金使途等の把握、投資商品のリスク分析など、厳密な審査を行い、資産の健全性の維持・向上を図っています。

■内部監査体制

内部監査部署を独立した部門として設置することにより、常勤監事・員外監事とともに、組織・業務全体にわたって監査・指導を行い、監査体制の充実強化に努めています。

■ 事業概況 (平成24年度)

平成24年度の当会の事業につきましては、府内JAをはじめ地域のみなさまのご協力のもと、事業収益は9,247百万円（前年対比△738百万円）、経常利益は2,390百万円（前年対比+316百万円）、当期剰余金は1,796百万円（前年対比+367百万円）を計上しました。

以下につきましては、各業務部門の報告です。

■ 金融推進業務

1. JA信用事業強化に向けた取り組み

平成24年度JAバンク京都実践方策に基づき、府内JAの事業量目標、経営数値目標の必達に向け、最重点実践事項である年金振込口座獲得をはじめ、府内統一キャンペーンの実施による個人貯金の増強や、JAバンクローンの残高伸長に取り組みました。

府内JA貯金は、11,961億円（前年対比+4.7%）、貸出金は2,281億円（前年対比△4.2%）となりました。

2. 信頼されるJAバンク京都の確立

財務・体制整備モニタリングにより、経営状況および業務執行体制を点検・確認したほか、全国監査機構監査に帯同して府内20店舗を巡回し、内部統制整備支援および不祥事未然防止に向けた点検を実施しました。

■ 貯金業務

府内JAの貯蓄増強キャンペーンや年金獲得推進の積極展開による個人貯金の増加によりJAからの受入貯金が増加した結果、期末貯金残高は9,738億円（前年対比+10.5%）となりました。

また、貯金奨励金を46億円支払い、安定還元に努めました。



■ 融資業務

農業金融センターがJAや他の連合会と連携し、メイン強化先への訪問活動を継続的に実施した結果、農業資金の期末残高は1,941百万円（前年対比+36.8%）、日本公庫資金の期末残高は2,478百万円（前年対比△3.4%）となりました。

上場企業・地場企業を中心に営業活動を行い新規継続訪問先は増加しましたが、資金需要が低迷する中、期末融資残高は786億円（前年対比△12.2%）となりました。



■ 余裕金運用業務

短期資金については、系統預金を中心に流動性を確保しつつ買入金銭債権の取得により効率運用に努めまし

た。期末の預け金残高はウインターキャンペーンによるJA貯金の増加も反映して、5,954億円(前年対比+19.1%)となりました。

有価証券については、金融債・地方債の定例取得を継続したほか、信用スプレッドが拡大した社債を銘柄選別のうえ取得する等利回りの向上に努めました。また、株式および受益証券(ETF)の残高圧縮に取り組みました。

この結果、期末の有価証券残高は2,632億円(前年対比+1.8%)、金銭の信託は629億円(前年対比+2.3%)となりました。

■ 為替決済業務

国庫金振込事務検査(5JA54店舗)に加え、年金の制度変更内容を中心とした国庫金振込説明会および各種研修会を実施し、適正な事務処理の徹底を図りました。

また、JA本支店間メールにおける送迎状況等の一斉点検を継続的に実施し、メールの安全運行と防犯強化に取り組みました。

府内全体の為替取扱高(仕向・被仕向)は、1兆4,197億円(前年対比+13.9%)、手形交換取扱高(持出・持帰)は547億円(前年対比+0.2%)となりました。

社会的責任と貢献活動

当会は、京都府を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

■ 地域貢献活動

■ 地域への資金供給の状況

当会の平成24年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む）は、9,738億円となり、うち9,053億円は府内 JA よりお預かりしています。

また、組合員を含めた地域の皆さまの計画的な資金作りをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の金融商品の取扱いをしています。

■ 地域への資金供給の状況

当会の平成24年度末の貸出金残高は、786億円となりました。

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりしている大切な資金は、農家組合員や農業に関連する企業、地場産業ならびに地方公共団体等においてご利用いただいております。また、農業の担い手を金融面から積極的に支援するため、(株)日本政策金融公庫の受託貸付金の活用にも努めています。

■ 地域密着型金融への取り組み

1. 地域農業の発展、活性化を支援するため、当会内に農業金融センターを設置し、JA と一体となって次の通り取り組んでいます。

① 中小企業（農業者等）への経営支援に関する取組

農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことを、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、貸付条件の変更等の相談や申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、経営改善への取組みを支援できるよう努めています。

② 農業担い手支援

各 JA に設置の担い手金融リーダーと連携し、担い手のニーズに応えるために、金融面からのサポートに取り組んでいます。

また、(株)日本政策金融公庫の農業経営基盤強化資金（スーパーL）や農業改良資金の活用により、農業者の自主性と創意工夫による経営規模拡大・改善を支援しています。

今後も各JAとの連携を一層強化するとともに、事業間の連携強化に取組み、農業制度資金はもとより当会農業資金の積極的活用による担い手支援を進めてまいります。

③JAバンク京都農業被害利子補給事業

農業経営基盤に甚大な被害を及ぼす自然災害により、農業被害を受けられた農業者等へのJA融資に対し、利子補給を行い、金利負担の軽減を図ることで農業経営の復興を支援しています。

平成24年度は、21件、98千円の利子補給を行いました。

④その他の支援

新規就農者への就農支援資金による支援等、京都府をはじめ関係機関と協調・連携し、活力ある京都府農業の支援に努めています。

⑤食農教育事業

府内の主たる担い手で構成する「京都府農協青壮年組織協議会」により、毎年、一般の消費者親子を招いて農業体験教室を開催しています。当会も、JAグループ京都としての支援を通じて、生産者と消費者をつなげる場を提供しています。



2. 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

①JAグループ京都担い手対応連絡協議会を通じた取り組み

京都府農協中央会が組織する連絡協議会を通じて、他の連合会と事業間連携・情報交換を図るとともに、JAグループ京都農業法人協会に加盟の78会員を中心に訪問活動を展開し、資金ニーズの把握等に努めています。

②担い手に適した資金供給手法の取り組み

・資金コーディネート

農業者にとって最適な資金提供ができるよう、農業資金のパンフレット等も活用し、提案型の相談対応に努めています。

・アグリシードファンド

アグリビジネス投資育成株式会社のアグリシードファンドを活用し、地域の農業発展の核となる農業法人に対する資本増強を、農林中央金庫と連携して取り組んでいます。

3. JAバンクアグリサポート事業（JAバンクアグリ・エコサポート基金）

JAバンクとして、日本の農業・農村に対する支援を行うため、農林中央金庫が主体となって「JAバンクアグリ・エコサポート基金」を設立し、全国で事業を展開しています。内容としては「利子助成事業」、「食と地域の文化発信事業」、「JAバンク食農教育応援事業」「投資事業」の4つの事業があり、JAバンクが一体となって以下の活動を行っています。

①利子助成事業

JAが行う担い手向けなど一定の農業融資に対して、利子助成が行われています。京都府内においては、408件の融資に対し、7百万円の利子助成が行われています。

②JAバンク新規就農応援事業

新規就農希望者を育成するための研修受入先に対して、研修費用の助成が行われています。京都府内においては、4先に対し44万円の助成が行われました。

③京都府内の小学5年生を対象に食農教育の教材本を贈呈

「農業と食」「農業と環境」「農業と経済」をテーマとする補助教材を制作しており、JAバンク京都では、府内の公立小学校の5年生（約2万2千人）を対象に教材本を贈呈し、食農教育の理解促進に努めております。



④「JAキッズの大冒険～アグリ島の秘密を探れ～」を開催

JAバンク京都の取組として、体験学習イベント「JAキッズの大冒険～アグリ島の秘密を探れ～」を京都府内2会場で開催し、約1,600名の参加をいただきました。金融業務や農畜産業に関する体験学習を通じて、将来を担う子供達に「農業」や「自然環境」・「金融経済」について学んでもらう食農教育活動に取り組みました。



4. 農商工連携応援ファンドを通じた支援

当会では、京都府や地元金融機関、JA京都中央会とともに「きょうと農商工連携応援ファンド」に対して資金を拠出し、府内の農林漁業者と中小企業者の密接な連携による新たな京都ブランドの創造や農業経営の改善・向上を図る取組みに対して支援を行っています。

■ 文化的・社会的貢献について

1. グラウンドゴルフ大会の実施

府内JAにおいて組織された年金友の会の会員を対象としたグラウンドゴルフ大会を企画・運営しています。

グラウンドゴルフ大会

対象者：年金受給者（友の会会員）
目的：JA年金友の会会員の相互交流や親睦、健康の増進を図るため、京都府JA年金友の会グラウンドゴルフ大会を実施。
京都府大会開催日：平成24年10月30日
参加選手：96人（各JAの選抜チーム）



2. 「全日本大学駅伝対校選手権大会」への協賛・支援

全国のJAバンクで協賛する「秩父宮賜盃第44回全日本大学駅伝対校選手権大会」の関西地区予選会で支援活動を行い、全国大会出場を決めた立命館大学へ「亀岡牛肉」「京都丹後産コシヒカリ」を贈呈するなど、青少年育成支援とスポーツ応援に取り組みました。



3. 「京都丹波ロードレース大会」への協賛

京丹波町の一大イベントとして毎年盛り上がりを見せている「京都丹波ロードレース」に特別協賛し、地域振興とJAバンクの認知度の向上ならびにイメージアップに取り組みました。

4. 「京都サンガFC」への協賛

平成18年度より、京都のプロサッカーチーム「京都サンガFC」のオフィシャルスポンサーとなり、地域の皆さまとともに応援しています。

5. 広報活動

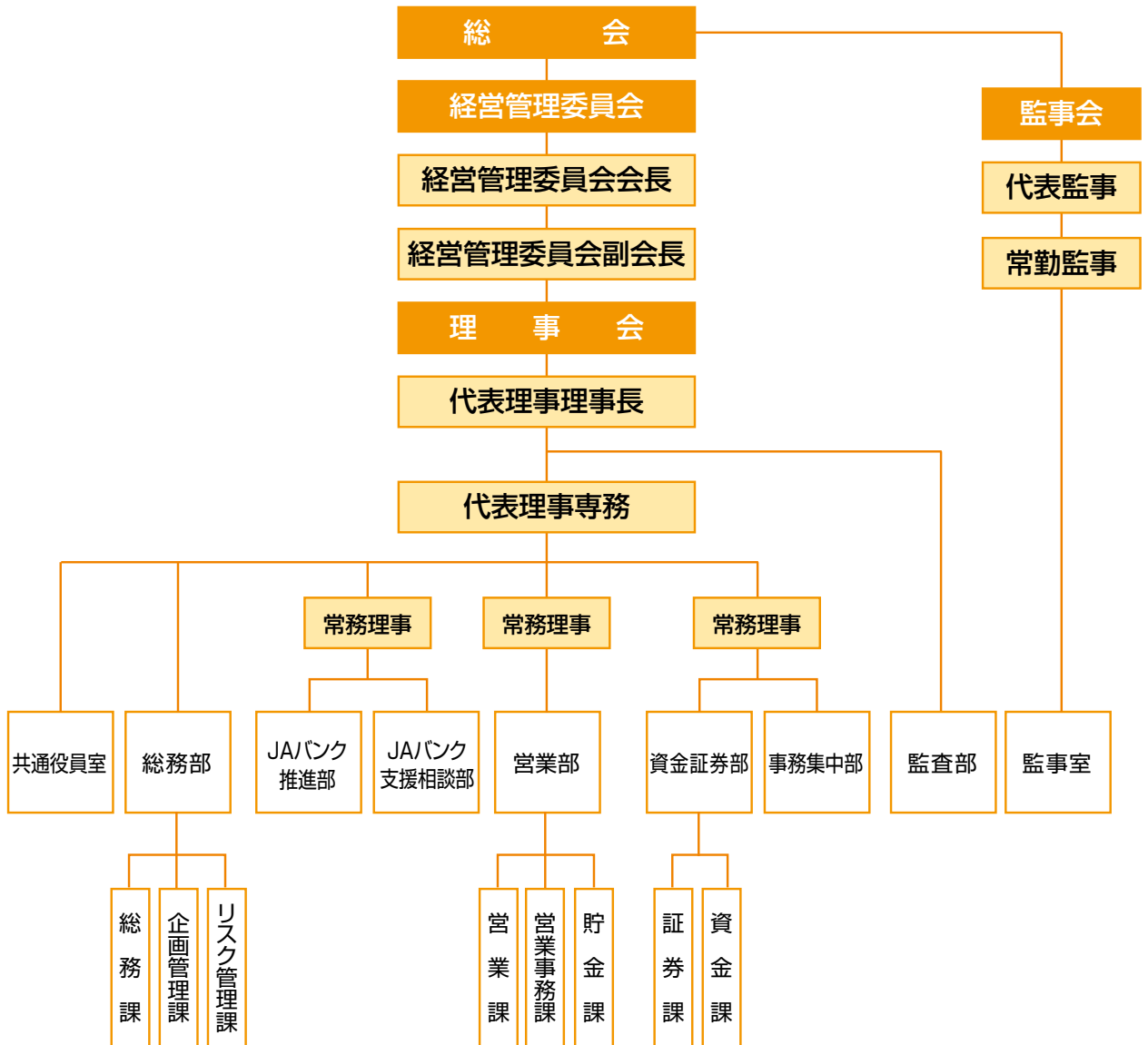
テレビ番組「あぐり京都」（企画・提供：JAグループ京都）やラジオ番組への協賛などを通じて、農業・農村の役割への理解や、食の安心・安全の浸透に努めています。

6. 年金相談会・住宅ローン相談会の開催

府内JAの各店舗における「年金相談会」、「住宅ローン相談会」の開催を支援し、地域の皆さまの相談ニーズに応えられるよう、相談員の派遣や資材の提供などに取り組みました。

組織の概要

■ 組織機構図(平成25年7月現在)



■ 役員構成 (平成25年7月現在)

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
経営管理委員会会長	中川 泰 宏	代表理事理事長	杉田 勇 市	代表 監 事	大槻 松 平
経営管理委員会副会長	梁川 伊 一	代表理事専務	大槻 正 昭	常勤 監 事	近澤 雅 喜
経営管理委員	仲道 俊 博	常務 理 事	鳴瀧 学	監 事	豊田 勝 代
経営管理委員	徳山 清	常務 理 事	高見 裕 昭	員外 監 事	西田 悟
経営管理委員	十川 洋 美	常務 理 事	山内 守		
経営管理委員	岡田 寛 郎				
経営管理委員	松本 正 治				
経営管理委員	青山 裕 司				

職員数は93名、うち男子57名、女子36名です。

■ 特定信用事業代理業者の状況 (平成25年7月現在)

該当する取引はありません。

■ 店舗の所在地 (平成25年7月現在)

店 舗	所 在 地	電話番号
本 店	京都市南区東九条西山王町1	(075)681-2412
事務センター	京都市伏見区中島北ノ口町6	(075)602-7511

■ 子会社等の状況

会社名	所在地	主な業務内容	設立年月日	資本金総額	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率
株式会社 京都JA会館	京都市南区 東九条西山王町 1番地	不動産の賃貸 及びその維持 管理並びに農 業者及び農業 団体の利用に 対する施設の 提供	平成25年 2月4日	209百万円	38.50%	38.50%

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員（非常勤含む）、理事（非常勤含む）及び監事（非常勤含む）をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	98	16

(注1) 対象役員は、経営管理委員8名、理事6名、監事4名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

• 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

沿革・歩み

年	摘 要
昭和23年	京都府信用農業協同組合連合会設立
//	京都手形交換所代理交換に加入
昭和29年	農林漁業金融公庫業務を受託
昭和36年	住宅金融公庫業務を受託
昭和42年	京都市南区東九条西山王町1番地に移転
昭和48年	協同会社(株)京都府農協電算センター設立
昭和49年	全国農協信用事業相互援助制度発足
昭和50年	貯金量 1,000億円達成
昭和54年	全国銀行内国為替制度に加盟
昭和57年	事務センター竣工
//	京都支所開設(昭和63年に支店へ呼称変更、平成10年廃止)
昭和58年	貯金量 3,000億円達成
//	京都府内農協貯金ネット取り扱い開始
昭和59年	全国農協貯金ネット取り扱い開始
昭和62年	貯金量 5,000億円達成
昭和63年	福知山支店開設(平成10年廃止)
平成2年	都銀、地銀とのCDオンライン提携
平成3年	第2地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携
//	外貨両替業務取り扱い開始(平成18年中止)
平成6年	国債自己窓販の開始
平成7年	NOBSグループ7県にて共同開発した新システム稼働
平成8年	日銀歳入金取り扱い開始
平成10年	府内JA自動化機器平日稼働時間の延長、祝日稼働実施
平成11年	(株)京都府農協電算センター株式を一部譲渡し、協同会社から除外
//	投資信託の窓口販売開始
//	経営管理委員会制度導入
平成12年	郵貯とのCD・ATMオンライン提携
//	デビットカード取り扱い開始
平成13年	貯金量 7,000億円達成
//	外貨預金取り扱い開始(平成17年中止)
//	府内JA自動化機器土、日、祝日稼働時間の延長
//	JAネットバンク取り扱い開始
//	JAバンク京都府本部設置
平成14年	京都銀行協会準社員銀行加入(京都手形交換所直接参加)
平成16年	JASTEMシステム稼働
平成17年	決済用貯金取り扱い開始
//	セブン銀行とのATM提携取り扱い開始
平成18年	キャッシュカードによる利用限度額を50万円へ変更
//	ICキャッシュカード発行開始
平成19年	ゆうちょ銀行、セブン銀行とのATM入金提携開始
//	貯金量8,000億円達成
//	手形・小切手集中発行システムを稼働
平成20年	JAバンクATM顧客手数料の全国一律無料化開始
//	三菱東京UFJ銀行とのATM顧客手数料の平日昼間無料化開始
//	創立60周年記念式典
平成21年	全国印鑑システム稼働
平成23年	JASTEM次期システムへ移行
平成25年	(株)京都JA会館を関連会社化
//	貯金量10,000億円達成

業務内容

○業務のご案内24

- 貯金業務
- 貸出業務
- 為替業務
- 公共債・投資信託の窓口販売業務
- その他のサービス業務

○商品のご案内25

- 貯金
- 個人向けご融資
- 一般企業等事業者向けご融資
- 担い手農業者向けご融資
- 制度資金のご融資
- J Aキャッシュカードサービス
- 為替サービス
- 国債
- 投資信託
- その他のサービス

○各種手数料30

- A T M利用手数料
- 内国為替の取扱手数料
- その他の手数料

■ 業務のご案内

■ 貯金業務

会員ＪＡ、各連合会、地方公共団体、企業、地域のみなさまから、余裕金・決済資金等をお預かりしております。

また、皆さまのご利用ニーズにあわせて普通貯金、当座貯金、スーパー定期、総合口座等、さまざまな商品を取り揃えています。

■ 貸出業務

府内ＪＡへの融資はもちろん、各連合会、地方公共団体、企業、地域のみなさまなど、地域社会の振興・活性化のため、幅広くご利用いただいています。

また、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資の業務も取り扱っています。

■ 為替業務

全国のＪＡをはじめ銀行・信用金庫等とオンラインシステムで提携し、振込・代金取立等の内国為替取引を迅速・安全・確実にお取扱いしています。

■ 公共債・投資信託の窓口販売業務

お客様の多様なニーズに幅広くお応えするため、国債等の公共債や投資信託の窓口販売業務を行っています。商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただいた上で、ニーズに合った商品を販売しています。

■ その他のサービス業務

- ＪＡカード
- デビットサービス
- マルチペイメントサービス
- ＪＡバンク優遇ポイントサービス

商品のご案内

京都府のJA・信連でご利用いただける主な取扱商品と各種サービス

■貯金

貯金の種類	特 色	期 間	預 入 れ 金 額	
定期貯金	期日指定定期貯金	1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	100円以上300万円未満
	据置定期貯金	6か月経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長5年	1万円以上1,000万円未満
	大口定期貯金	大口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内 複利型 3年	1,000万円以上
	スーパー定期	小口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内 複利型 3年・4年・5年	100円以上
	変動金利定期貯金	6か月ごとに金利が変更されます。	単利型 1年以上3年以内 複利型 3年	100円以上
積立型貯金	定期積金	毎月一定額のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上5年以内	100円以上
	積立式定期貯金	毎月のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	1年以上10年以内 据置期間3か月	100円以上
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積み立てとなります。	3年以上	1,000円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
積立式定期貯金年金型	老後の生活に備えた資金づくりに最適です。無理のない資金づくりができる積立型とまとまった資金のお預け入れに最適な一括預入型があります。	積立型 3年以上20年以内 一括預入型 1年以上10年以内	積立型 5,000円以上 一括預入型 50万円以上 300万円未満	
普通貯金	おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。貯金保険制度により全額保護対象となる「無利息型」での口座開設もできます。また、既存の普通貯金を「無利息型」に変更することもできます。	期間の制限はありません	1円以上	
貯蓄貯金	基準残高10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上、300万円以上により適用金利が変わります。	期間の制限はありません	1円以上	
通知貯金	1週間以上の短期のお預入れにご利用いただけます。	7日以上	10,000円以上	
納税準備貯金	税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1円以上	
総合口座	普通貯金、定期貯金、定期積金、自動融資機能を一冊の通帳にセット。もし普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金と定期積金の掛込残高の90%（最高200万円）まで自動的にご利用させていただきます。ご利用の際の利率はお預入定期貯金・定期積金の利率に所定の金利を加えた利率となります。 普通貯金については、貯金保険制度により全額保護対象となる「無利息型」での口座開設もできます。また、既存の普通貯金を「無利息型」に変更することもできます。			

※上記のほか、譲渡性貯金（NCD）などのお取扱いも行っています。

各種貯金をご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ 個人向けご融資

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
住宅ローン (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅（マンションを含む）、宅地の購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 5,000万円以内	3年以上 35年以内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈100%応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅（マンションを含む）の購入資金として、所要資金の100%までご利用いただけます。（所要資金とは、工事請負金額・売買金額＋登記料＋火災共済掛金＋保証料＋仲介料＋消費税＋不動産取得税の合計額です。）	10万円以上 5,000万円以内	3年以上 35年以内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈借換応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の取得に伴う、他金融機関から借入中の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。	10万円以上 4,000万円以内。 ただし、担保評価額の130%以内かつ所要金額の範囲内。	3年以上 32年以内で現在借入中の住宅ローンの残存期間内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈200%借換応援型〉 (固定金利型) (変動金利型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の取得に伴う、他金融機関から借入中の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。	10万円以上 4,000万円以内。 ただし、担保評価額の200%以内かつ所要金額の範囲内。	3年以上 32年以内で現在借入中の住宅ローンの残存期間内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
リフォームローン (I型・II型) (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族が居住されている住宅の増改築、改装、補修資金としてご利用いただく他、住宅に付帯する施設等の購入資金としてご利用いただけます。	(I型) 10万円以上 1,000万円以内 (II型) 10万円以上 500万円以内	(I型) 1年以上 15年以内 (II型) 1年以上 10年6ヵ月以内	J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。別途担保が必要となる場合があります。
フリーローン (固定金利型) (変動金利型)	用途自由です。電化製品購入、旅行、結婚、相談資金など幅広くご利用いただけます。	300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	担保は必要ありません。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
マイカーローン (固定金利型) (変動金利型)	自動車の購入又は車検、修理のための資金としてご利用いただけます。	500万円以内	6ヵ月以上 7年以内	担保は必要ありません。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
教育ローン (固定金利型) (変動金利型)	ご子弟のご入学金、授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。	500万円以内	13年6ヵ月以内 ただし在学期間 ＋7年6ヵ月以内	担保は必要ありません。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
営農ローン	正組合員のみなさまに農業安定に向けた資金としてご利用いただけます。	極度額300万円	契約期間1年	担保は必要ありません。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
農機具ローン (固定金利型) (変動金利型)	正組合員のみなさまに農機具購入、修理のための資金としてご利用いただけます。	200万円以内	6ヵ月以上 8年以内	担保は必要ありません。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
福祉ローン 〈リフォーム型〉 (I型・II型) (固定金利型) (変動金利型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に伴う既存住宅の増改築のための資金としてご利用いただけます。	(I型) 10万円以上 1,000万円以内 (II型) 10万円以上 500万円以内	(I型) 1年以上 15年以内 (II型) 1年以上 10年6ヵ月以内	JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。別途担保が必要となる場合があります。
福祉ローン 〈フリー型〉 (固定金利型) (変動金利型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に必要な機器などを購入するための資金としてご利用いただけます。	300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	担保は必要ありません。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。

※上記ローン等をご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ 一般企業等事業者向けご融資

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
一般企業向け、個人事業者向け事業資金	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	35年以内	必要に応じて、ご相談のうえ決定しております。
アパート・マンション建設資金	貸家、賃貸住宅の新築・増改築・補修資金などとしてご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	35年以内	ご融資対象の土地、建物の担保および連帯保証人などが必要です。

※このほかにも、各種資金をご用意しておりますので、ご利用の際はお近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ 担い手農業者向けご融資

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
担い手農業者向け資金 (個人・法人)	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金・設備資金等の事業資金としてご利用いただけます。但し、負債整理資金は除きます。	・個人 500万円以内 ・法人 2,000万円以内	10年以内	原則、当会所定の保証機関の保証をご利用いただけますが、必要に応じて、不動産担保および連帯保証人が必要です。

■ 制度資金（農業・住宅関連）のご融資

公庫等の受託資金

受 託 先	資金のお使いみちなど
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）	農業基盤整備資金、スーパーL 資金など農業に関連した資金をお取り扱いしております。
株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）	高校、大学等教育資金をお取り扱いしております。
独立行政法人住宅金融支援機構	住宅の建築、改良等の資金をお取り扱いしております。

※上記受託資金をご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

京都府の制度資金（抜粋）

融資の種類	資金のお使いみちなど
農業近代化資金	農業施設、農機具等の取得に必要な資金をお取り扱いしております。
就農支援資金	新たに就農するための研修等に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅建設資金	住宅の建設に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅改良資金	住宅の増改築に必要な資金をお取り扱いしております。

※上記制度資金をご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ JAキャッシュカードサービス

JAバンクのキャッシュカードは、JAバンクのATMの他、セブン銀行、三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行でご利用いただけます。また、ミックスマークのある金融機関のATMでもご利用いただけます。

■ 為替サービス

種 類	内 容
国内為替サービス	全国どこの金融機関にも、お振込・ご送金・お取立てを行っております。
JAネットバンクサービス	パソコン・スマートフォン・携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会や振込・振替などのお取引ができる便利なサービスです。NTTドコモの「iモード」、ソフトバンクの「Yahoo!ケータイ」、KDDI (au) の「EZweb」の利用できる携帯電話でお取り扱い可能です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがおお客様のご指定いただいた貯金口座に当日自動的に振り込まれます。振り込まれたお金はキャッシュカード等により必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがおお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいただけますので、払込のわずらわしさがなくなります。

※各種サービスをご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ 国 債

各種国債の販売をお取り扱いしております。

種 類	期 間	申込単位	発 行	特 典
長期利付国債	10年	5万円	月1回	マル優・マル特が各350万円までご利用いただけます。
中期利付国債	2年・5年			
個人向け国債	変動10年	1万円	年4回 (1,4,7,10月)	
	固定5年			

- (注) 1. 国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
 2. 利付国債について、中途売却する場合、市場価格の変動により売却価格が購入価格を下回ることがあります。
 3. 個人向け国債について、一定期間経過後に中途換金する場合、所定の利子相当額をお支払いいただけます。
 4. 国債をご購入の際は、必ず「契約締結前交付書面兼商品概要説明書」をご覧ください、内容を十分にご確認願います。

■ 投資信託

将来の暮らしにゆとりを生む投資信託をお取り扱いしております。

商 品 名	商 品 の 特 色	主なリスク	信託期間	買付単位
J AのMMF	残存期間の短い内外の債券および短期金融商品等に投資し、安定運用を行います。	金利変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位
J A日本債券 ファンド	日本国内の債券を主要な投資対象とし、国内債券の代表的な運用指標であるNOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位
農中日経225 オープン	日本国内の株式を主要投資対象とし、日経平均株価指数(日経225)に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位

- (注) 1. 投資信託は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
 2. 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価格は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 3. 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託のご購入者が負うこととなります。
 4. 投資信託をご購入の際は、必ず「目論見書」および「契約締結前交付書面」をご覧ください、内容を十分にご確認願います。

■ その他のサービス

種 類	内 容
J A カ ー ド	J Aカードは、J Aが提供するクレジットカードです。「J Aならではの」特典を始めとしたお得なサービスが満載です。 公共料金や携帯電話料金等のカード決済にご利用いただけます。 また、ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になったJ Aカード(一体型)も発行しております。
デビットサービス	J Aキャッシュカードをジェイデビット(J-Debit)のロゴマークのある加盟店でご利用いただくことにより、即時に代金の支払いができます。
マルチペイメントサービス	国・地方自治体は、次世代決済スキームとして「いつでも」「どこでも」公共料金・税金等の支払ができるマルチペイメントネットワークサービス「Pay-easy(ペイジー)」の普及に力を入れております。 当会でも、J Aネットバンクおよび窓口にて取扱いを行っています。
J Aバンク優遇ポイントサービス	J Aバンクとのお取引内容をポイントに換算し、ポイントの合計に応じて3段階のステージをお客様ごとに適用し、各ステージによって「ATM利用手数料」および「J Aネットバンク月額利用手数料」の優遇を行います。(J Aとお取引のある個人の方すべてが対象となります。) ※申込みは不要です。

※上記サービスをご利用の際は、お近くの信連及びJ Aの店舗へお問い合わせください。

各種手数料 (平成25年6月30日現在)

■ A T M利用手数料

1. 当会のA T Mをご利用の場合

利用時間		利用カード	当会 府内 JA	府外 JA	JF マリン バンク	三菱東京 UFJ 銀行	提携 金融機関	キャッシング		
平日	8:45~18:00	出 金	無料	無料	無料	無料	105円	無料		
		入 金			取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外		
		残高照会			無料	無料	無料	無料		
	8:00~8:45 18:00~19:00	出 金			無料	105円	210円	105円		
		入 金			取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外		
		残高照会			無料	無料	無料	無料		
土曜日	9:00~14:00	出 金			無料	無料	無料	105円	105円	無料
		入 金					取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会					無料	無料	無料	無料
	14:00~18:00 (当会・府内JA以外は 17:00まで)	出 金					無料	105円	210円	105円
		入 金					取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会					無料	無料	無料	無料
日・祝日	9:00~17:00	出 金	無料	無料			無料	105円	210円	105円
		入 金					取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会					無料	無料	無料	無料

※年末・年始休日は除く。

※上記手数料には消費税（5%）が含まれています。

■ 内国為替の取扱手数料

				店 内	府内系統	府外系統	他金融機関
送 金 手 数 料					420円	420円	630円
振込手数料	窓口振込	電信	3万円未満	210円	210円	420円	525円
			3万円以上	420円	420円	630円	735円
		文書	3万円未満		210円	420円	525円
			3万円以上		420円	630円	735円
	ATM利用		3万円未満	無 料	105円	105円	315円
			3万円以上	無 料	315円	315円	525円
	定時定額 自動振込		3万円未満		210円	210円	420円
			3万円以上		420円	420円	630円
	インターネット バンキング		3万円未満	無 料	105円	105円	315円
			3万円以上	無 料	210円	210円	525円
代 金 取 立 手 数 料			普通扱い		630円	630円	630円
			至急扱い		840円	840円	840円
そ の 他 の 諸 手 数 料			送金・振込の組戻料		1件につき	630円	
			不渡手形返却料		1通につき	630円	
			取立手形組戻料		1通につき	630円	
			取立手形店頭呈示料		1通につき	630円	
			但し、630円を越える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。				

※上記手数料には消費税（5%）が含まれています。

■ その他の手数料

項 目		単 価	手数料金額
キャッシュカード再発行手数料		1 枚	1,050 円
通 帳 再 発 行 手 数 料		1 冊	1,050 円
証 書 再 発 行 手 数 料		1 通	1,050 円
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料		1 枚	525 円
残高証明書等各種 証明書発行手数料	当会所定書式による定期発行	1 通	210 円
	当会所定書式による随時発行	1 通	420 円
	当会所定書式以外による発行	1 通	1,050 円
国債保護預り兼振替決済口座管理手数料		1 か 月	105 円
個 人 情 報 開 示 手 数 料		1 通	1,050 円

※上記手数料には消費税（5%）が含まれています。

財務諸表

○決算の状況	34
• 貸借対照表	
• 損益計算書	
• キャッシュ・フロー計算書	
• 剰余金処分計算書	
• 注記表	
○代表者の確認書	46
• 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認	

決算の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 23 年度 (平成24年3月31日現在)	平成 24 年度 (平成25年3月31日現在)		平成 23 年度 (平成24年3月31日現在)	平成 24 年度 (平成25年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	767	1,010	貯金	871,113	937,281
預け金	499,919	595,482	当座貯金	11,928	5,811
系統預け金	496,650	593,124	普通貯金	3,348	3,007
系統外預け金	3,269	2,358	貯蓄貯金	31	23
買入金銭債権	4,617	11,277	通知貯金	200	500
金銭の信託	61,520	62,986	別段貯金	169	203
有価証券	258,500	263,255	定期貯金	855,416	927,715
国債	89,258	99,243	その他の貯金	19	21
地方債	2,162	2,324	譲渡性貯金	10,600	36,600
金融債	99,237	87,746	借入金	15,000	15,000
社債	40,617	49,888	代理業務勘定	50	51
外国証券	21,380	18,813	その他負債	5,448	6,115
株式	3,231	3,382	貸付留保金	31	3
受益証券	2,610	1,855	未払法人税等	642	580
貸出金	89,581	78,632	貯金利子諸税その他	12	13
手形貸付	771	667	従業員預り金	40	49
証書貸付	54,630	52,267	仮受金	11	748
当座貸越	3,170	3,768	その他の負債	4,223	4,273
金融機関貸付	31,010	21,929	未払費用	251	249
その他資産	1,809	1,668	前受収益	1	1
従業員貸付金	8	7	未決済為替借	234	196
差入保証金	2	2	諸引当金	2,402	2,728
仮払金	46	27	相互援助積立金	1,917	2,208
その他の資産	384	423	賞与引当金	11	11
未収収益	977	924	退職給付引当金	368	386
前払費用	0	—	役員退職慰労引当金	105	121
未決済為替貸	390	283	繰延税金負債	318	1,180
有形固定資産	1,206	1,180	債務保証	492	470
建物	239	213	負債の部合計	905,429	999,428
土地	956	956	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	10	10	出資金	31,604	32,206
無形固定資産	2	2	(うち後配出資金)	(23,618)	(24,221)
ソフトウェア	1	0	回転出資金	1,132	1,078
その他の無形固定資産	1	1	再評価積立金	1	1
外部出資	44,016	44,200	利益剰余金	22,296	23,452
系統出資	43,385	43,385	利益準備金	8,333	8,619
系統外出資	631	654	その他利益剰余金	13,963	14,833
子会社等出資	—	161	電算対策積立金	1,300	1,300
債務保証見返	492	470	特別積立金	8,650	9,050
貸倒引当金	△ 680	△ 393	当期未処分剰余金	4,013	4,483
			(うち当期剰余金)	(1,429)	(1,796)
			会員資本合計	55,033	56,738
			その他有価証券評価差額金	1,294	3,607
			評価・換算差額等合計	1,294	3,607
資産の部合計	961,754	1,059,774	純資産の部合計	56,328	60,345
			負債及び純資産の部合計	961,754	1,059,774

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
経 常 収 益	10,979	10,540
資 金 運 用 収 益	8,299	7,843
（うち貸出金利息）	(1,807)	(1,673)
（うち預金利息）	(3,856)	(3,843)
（うち有価証券利息配当金）	(2,595)	(2,291)
役 務 取 引 等 収 益	777	783
そ の 他 事 業 収 益	909	620
そ の 他 経 常 収 益	993	1,293
経 常 費 用	8,905	8,149
資 金 調 達 費 用	5,205	5,317
（うち貯金利息）	(4,955)	(5,069)
役 務 取 引 等 費 用	741	742
そ の 他 事 業 費 用	343	65
経 常 費 用	1,335	1,347
そ の 他 経 常 費 用	1,279	676
経 常 利 益	2,074	2,390
特 別 利 益	48	39
特 別 損 失	0	0
税 引 前 当 期 利 益	2,122	2,430
法人税、住民税及び事業税	686	635
法人税等調整額	6	△ 2
法人税等合計額	692	633
当 期 剰 余 金	1,429	1,796
当 期 首 繰 越 剰 余 金	2,583	2,686
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,013	4,483

(注) (うち預金利息) には受取奨励金、受取特別配当金が、(うち貯金利息) には譲渡性貯金利息、支払奨励金が含まれています。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,122	2,430
減価償却費	25	27
貸倒引当金の増加額	△ 11	△ 287
退職給付引当金の増加額	17	17
その他の引当金・積立金の増加額	306	307
資金運用収益	△ 8,299	△ 7,843
資金調達費用	5,205	5,317
有価証券関係損益	892	242
金銭の信託の運用損益	△ 876	△ 841
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減	△ 358	10,948
預け金の純増減	△ 7,711	△ 86,000
貯金の純増減	22,266	92,168
コールローン等の純増減	4,928	△ 6,660
その他	△ 347	770
資金運用による収入	9,267	8,856
資金調達による支出	△ 5,361	△ 5,321
事業分量配当金の支払額	△ 243	△ 245
小 計	21,825	13,889
法人税等の支払額	△ 735	△ 697
事業活動によるキャッシュ・フロー	21,089	13,191
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 117,539	△ 106,826
有価証券の売却による収入	87,702	78,580
有価証券の償還による収入	27,595	26,370
金銭の信託の増加による支出	△ 6,000	△ 2,000
金銭の信託の減少による収入	200	522
固定資産の取得による支出	△ 111	△ 1
外部出資の増加による支出	—	△ 184
外部出資の減少による収入	37	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,115	△ 3,538
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	430	602
出資の減少による支出	—	△ 0
出資配当金の支払額	△ 347	△ 394
回転出資金の受入による収入	241	243
回転出資金の払出による支出	△ 162	△ 298
財務活動によるキャッシュ・フロー	161	153
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額	13,136	9,805
6. 現金及び現金同等物の期首残高	61,787	74,923
7. 現金及び現金同等物の期末残高	74,923	84,729

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,013	4,483
剰 余 金 処 分 額	1,326	1,742
利 益 準 備 金	286	360
任 意 積 立 金	400	550
出 資 配 当 金	394	400
事 業 分 量 配 当 金	245	431
次 期 繰 越 剰 余 金	2,686	2,741

注) 1. 普通出資金の配当率は 2.00% (平成23年度)、2.00% (平成24年度)
後配出資金の配当率は 1.00% (平成23年度)、1.00% (平成24年度) です。

注) 2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金 (特別定期貯金、中途解約及び期間 1 年超の定期貯金を除く) の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し 0.030% (平成23年度)、0.050% (平成24年度)

【平成24年度 注記表】

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - 及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建 物	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。
	なお、主な耐用年数は、10年~50年です。
建物以外	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は10年~20年です。(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。これによる影響は軽微です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(7) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要額」に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200百万円です。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員のリタイアとの支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。

(8) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(9) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上してあります。

2 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は896百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	1百万円	0百万円
オペレーティング・リース	17百万円	27百万円	44百万円

(3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金38,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券850百万円を差し入れています。

(4) 子会社等に対する金銭債権・債務の額はありません。

(5) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

(6) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は1,124百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(7) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,124百万円です。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,982百万円です。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。

(2) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用の額はありません。
- (2) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は52百万円です。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会社が預かる仕組みとなっています。

当会社では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会社が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金については、当期末残高のうち、34.88%は金融業・保険業に対するものであり、14.65%はリース業に対するものです。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的およびその他の目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が18,813百万円ありますが、うち17,424百万円については、国債が担保となっている債券です。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補充的項目として自己資本への計上が認められているものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部リスク管理課でVarによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会社における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前

審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会社で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会社では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,126百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会社は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	595,482	594,619	△862
買入金銭債権			
売買目的	—	—	—
満期保有目的	11,277	11,286	8
その他目的	—	—	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭的信託			
運用目的	2,952	2,952	—
満期保有目的	60,000	62,959	2,959
その他目的	33	33	—
有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	60,623	61,649	1,026
その他有価証券	202,632	202,632	—
貸出金	78,640		
貸倒引当金	△393		
貸倒引当金控除後	78,247	79,091	844
資 産 計	1,011,249	1,015,226	3,977
貯 金	973,881	972,561	△1,319
借入金	15,000	15,000	—
負 債 計	988,881	987,561	△1,319

- ① 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 ② 貸出金には、貸借対照表上その他有価証券に計上している従業員貸付金7百万円を含めています。
 ③ 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金36,600百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 44,200百万円

④1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	595,482 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 その他目的 のうち満期が あるもの	11,277 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
有価証券						
満期保有目的 その他有価 証券のうち満期 があるもの	11,085 百万円	10,485 百万円	10,585 百万円	10,449 百万円	10,380 百万円	7,660 百万円
貸出金	15,314 百万円	4,561 百万円	7,591 百万円	7,214 百万円	6,741 百万円	37,183 百万円
合計	652,069 百万円	31,156 百万円	32,476 百万円	29,963 百万円	36,781 百万円	154,774 百万円

④1. 貸出金のうち、貸借対照表の当座貸越3,768百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,010百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等26百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	937,185 百万円	36 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	36,600 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	973,785 百万円	36 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円

④1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(9)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	549 百万円	553 百万円	3 百万円
	地 方 債	2,073 百万円	2,142 百万円	69 百万円
	金 融 債	51,000 百万円	51,440 百万円	440 百万円
	外 国 証 券	7,000 百万円	7,512 百万円	512 百万円
	買入金銭債権	10,377 百万円	10,385 百万円	8 百万円
	小 計	71,000 百万円	72,035 百万円	1,035 百万円
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	買入金銭債権	900 百万円	900 百万円	△0 百万円
	小 計	900 百万円	900 百万円	△0 百万円
合計	71,901 百万円	72,936 百万円	1,035 百万円	

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株 式 債 券	1,856 百万円	2,451 百万円	594 百万円
	国 債	95,227 百万円	98,693 百万円	3,466 百万円
	地 方 債	149 百万円	151 百万円	1 百万円
	金 融 債	36,035 百万円	36,347 百万円	311 百万円
	社 債	40,698 百万円	41,100 百万円	401 百万円
	外 国 証 券	11,020 百万円	11,514 百万円	494 百万円
そ の 他	310 百万円	368 百万円	57 百万円	
小 計	185,299 百万円	190,627 百万円	5,328 百万円	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株 式 債 券	1,166 百万円	931 百万円	△235 百万円
	地 方 債	99 百万円	99 百万円	△0 百万円
	金 融 債	400 百万円	399 百万円	△0 百万円
	社 債	8,855 百万円	8,787 百万円	△67 百万円
	外 国 証 券	300 百万円	299 百万円	△0 百万円
	そ の 他	1,547 百万円	1,487 百万円	△60 百万円
小 計	12,369 百万円	12,004 百万円	△364 百万円	
合計	197,668 百万円	202,632 百万円	4,963 百万円	

④1. 上記差額合計から繰延税金負債1,352百万円を差し引いた金額3,611百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式 債 券	411 百万円	23 百万円	169 百万円
債 券	76,984 百万円	429 百万円	- 百万円
そ の 他	1,185 百万円	26 百万円	96 百万円
合計	78,580 百万円	478 百万円	266 百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,952 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円

②満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対 照表計上額を超える もの	うち時価が貸借対 照表計上額を超え ないもの
満期保有目的 の金銭の信託	60,000百万円	62,959百万円	2,959百万円	2,959百万円	－百万円

(注) 1. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち時価が貸借対 照表計上額が取得 原価を超えるもの	うち時価が貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	33百万円	38百万円	△5百万円	－百万円	5百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産1百万円を加えた金額△3百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるための(財)京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額

退職給付債務	△552百万円
(財)京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額	165百万円
退職給付引当金	△386百万円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	34百万円
退職給付費用	34百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、131百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
未払事業税	39百万円
減価償却超過額	15百万円
貸出金償却	48百万円
貸倒引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	108百万円
役員退職慰労引当金超過額	33百万円
相互援助積立金超過額	613百万円
有価証券有税償却額	42百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	941百万円
評価性引当額	△771百万円
繰延税金資産合計(A)	169百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,350百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,350百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,180百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%
事業分量配当金	△5.25%
住民税均等割等	0.17%
評価性引当額の増減	1.14%
その他	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.07%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

【平成23年度 注記表】

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 ・その他有価証券
 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。
 なお、主な耐用年数は、建物が5年～50年です。
 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～20年です。
- (5) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
 ①貸倒引当金
 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
 すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ②賞与引当金
 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④役員退職慰労引当金
 役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (8) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20

年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

- (9) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上してあります。

（追加情報）

当年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は872百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 2百万円 | 0百万円 | 2百万円 |
| オペレーティング・リース | 18百万円 | 32百万円 | 51百万円 |
- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金35,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券850百万円を差し入れています。
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は551百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、551百万円です。
 なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,645百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。

(ii) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

3 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金については、当期末残高のうち、40.85%は金融業・保険業に対するものであり、13.57%はリース業に対するものです。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的およびその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が21,380百万円ありますが、うち17,567百万円については、国債が担保となっている債券です。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部リスク管理課でVaRによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会が保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,338百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	499,919	499,072	△847
買入金銭債権			
売買目的	—	—	—
満期保有目的	4,617	4,622	5
その他目的	—	—	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
運用目的	2,958	2,958	—
満期保有目的	58,000	60,379	2,379
その他目的	561	561	—
有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	60,712	61,747	1,034
その他有価証券	197,787	197,787	—
貸出金	89,589		
貸倒引当金	△680		
貸倒引当金控除後	88,908	89,689	780
資 産 計	913,466	916,819	3,353
貯 金	881,713	880,249	△1,463
借入金	15,000	15,000	—
負 債 計	896,713	895,249	△1,463

- ① 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 ② 貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金8百万円を含めています。
 ③ 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,600百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額を、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は「外部出資」勘定中の株式であり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 44,016百万円

(注)1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	499,919 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権	4,617 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
満期保有目的 その他の目的 のうち満期があるもの	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
有価証券						
満期保有目的	10,410 百万円	11,065 百万円	10,485 百万円	10,585 百万円	10,449 百万円	7,720 百万円
その他の有価証券のうち満期があるもの	19,500 百万円	17,430 百万円	16,210 百万円	12,700 百万円	9,300 百万円	113,001 百万円
貸出金	18,008 百万円	9,891 百万円	3,925 百万円	6,007 百万円	6,583 百万円	45,097 百万円
合計	552,456 百万円	38,386 百万円	30,620 百万円	29,292 百万円	26,332 百万円	165,818 百万円

(注)1. 貸出金のうち、貸借対照表の当座貸越3,170百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,010百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等66百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	871,017 百万円	69 百万円	26 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
繰渡性貯金	10,600 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	881,617 百万円	69 百万円	26 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円

(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(9)まで同様です。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	549 百万円	560 百万円	10 百万円
	地方債	1,963 百万円	2,020 百万円	56 百万円
	金融債	50,150 百万円	50,667 百万円	517 百万円
	社債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	外国証券	7,000 百万円	7,451 百万円	451 百万円
	買入金銭債権	4,617 百万円	4,622 百万円	5 百万円
小計	64,281 百万円	65,323 百万円	1,042 百万円	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	地方債	198 百万円	197 百万円	△1 百万円
	金融債	850 百万円	849 百万円	△0 百万円
	社債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	外国証券	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	買入金銭債権	- 百万円	- 百万円	- 百万円
小計	1,048 百万円	1,047 百万円	△1 百万円	
合計	65,330 百万円	66,370 百万円	1,040 百万円	

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	87,440 百万円	88,708 百万円	1,268 百万円
	地方債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	金融債	46,836 百万円	47,339 百万円	502 百万円
	社債	32,065 百万円	32,466 百万円	400 百万円
	外国証券	11,811 百万円	12,410 百万円	598 百万円
	株式	880 百万円	1,105 百万円	225 百万円
受益証券	- 百万円	- 百万円	- 百万円	
小計	179,034 百万円	182,030 百万円	2,995 百万円	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	地方債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	金融債	900 百万円	898 百万円	△2 百万円
	社債	8,223 百万円	8,151 百万円	△71 百万円
	外国証券	2,006 百万円	1,970 百万円	△35 百万円
	株式	2,617 百万円	2,125 百万円	△491 百万円
受益証券	3,113 百万円	2,610 百万円	△503 百万円	
小計	16,861 百万円	15,757 百万円	△1,103 百万円	
合計	195,895 百万円	197,787 百万円	1,891 百万円	

(注)1. 上記評価差額金から繰延税金負債516百万円を差し引いた金額1,375百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(追加情報)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられたことから、平成20年度以降、合理的に算定された価格をもって評価を行ってまいりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせる状況に復したと考えられることから、市場価格に基づく価額により評価を行っています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

	売却額	売却益	売却損
株 式	609百万円	0百万円	477百万円
債 券	86,233百万円	716百万円	220百万円
そ の 他	859百万円	-百万円	456百万円
合 計	87,702百万円	717百万円	1,154百万円

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,958百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	-百万円

②満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	58,000百万円	60,379百万円	2,379百万円	2,379百万円	-百万円

(注) 1. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	561百万円	673百万円	△112百万円	-百万円	112百万円

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産31百万円を加えた金額△80百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額

退職給付債務	△518百万円
(財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額	149百万円
退職給付引当金	△368百万円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	19百万円
職員共済会掛金	14百万円
退職給付費用	33百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、135百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
未払事業税	41百万円
賞与引当金超過額	3百万円
前払費用等	1百万円
減価償却超過額	15百万円
貸倒引当金超過額	140百万円
退職給付引当金超過額	103百万円
役員退職慰労引当金超過額	29百万円
相互援助積立金超過額	532百万円
有価証券有税償却額	42百万円

その他	
繰延税金資産小計	913百万円
評価性引当額	△745百万円
繰延税金資産合計(A)	167百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△485百万円
繰延税金負債合計(B)	△485百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△318百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

(3) 法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産および繰延税金負債の金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する年度については、復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前年度の31.18%から、指定期間内に開始する年度については、29.58%、平成27年4月1日以後に開始する年度については27.80%に変更されました。その結果、繰延税金負債が43百万円減少し、その他有価証券評価差額金が59百万円増加し、法人税等調整額が15百万円増加しています。

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

■ 代表者の確認書

■ 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認

確認書

私は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門である監査部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成25年7月1日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 松田 勇市 

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。

資料編

○損益の状況48

1. 最近5年間の主要な経営指標
2. 利益総括表
3. 資金運用収支の内訳
4. 受取・支払利息の増減額

○事業の概況50

1. 貯金に関する指標
2. 貸出金等に関する指標
3. 有価証券に関する指標
4. 有価証券の時価情報等

○経営諸指標58

1. 利益率
2. 貯貸率
3. 貯証率

○自己資本の充実の状況59

1. 自己資本の状況
2. 信用リスクに関する事項
3. 信用リスク削減手法に関する事項
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項
5. 証券化エクスポージャーに関する事項
6. オペレーショナル・リスクに関する事項
7. 出資等エクスポージャーに関する事項
8. 金利リスクに関する事項

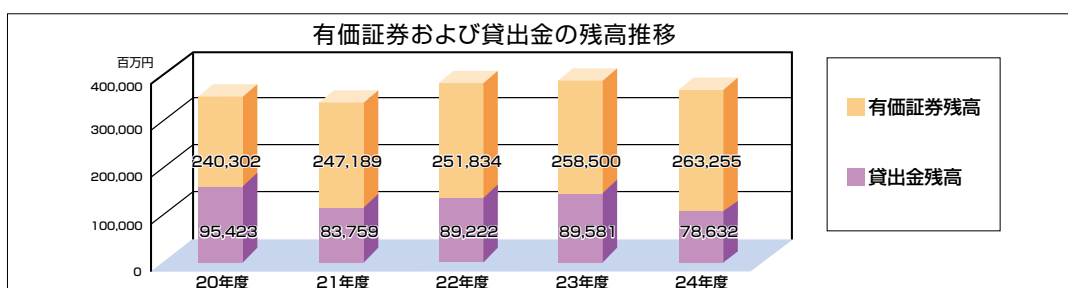
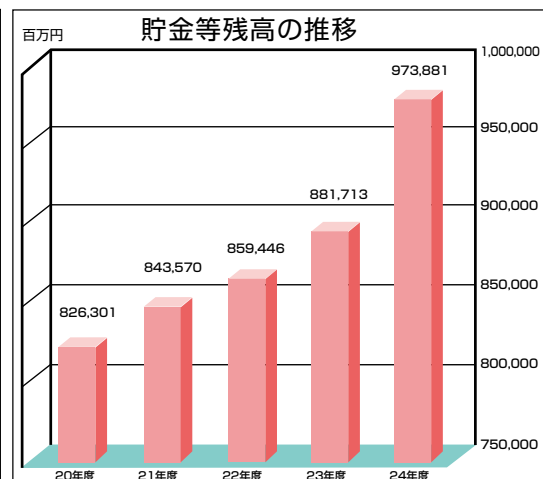
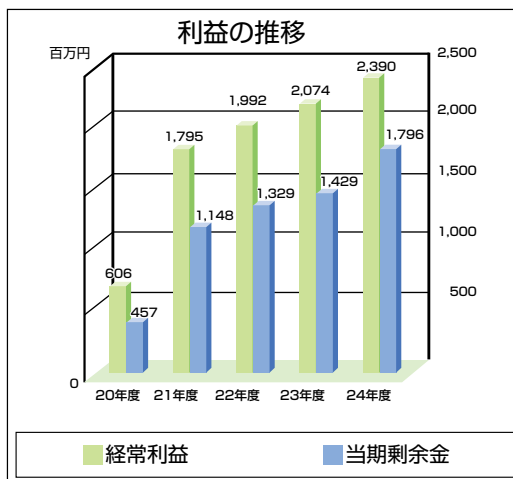
損益の状況

1. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経常収益	12,920	11,976	10,976	10,979	10,540
経常利益	606	1,795	1,992	2,074	2,390
当期剰余金	457	1,148	1,329	1,429	1,796
出資金 (出資口数)	21,760 (2,176,013)	26,449 (2,644,918)	31,173 (3,117,362)	31,604 (3,160,412)	32,206 (3,220,669)
純資産額	39,001	49,477	54,158	56,328	60,345
総資産額	883,252	913,346	932,201	961,261	1,059,303
貯金等残高	826,301	843,570	859,446	881,713	973,881
貸出金残高	95,423	83,759	89,222	89,581	78,632
有価証券残高	240,302	247,189	251,834	258,500	263,255
剰余金配当金額	442	541	590	640	832
普通出資配当額	159 (2.00)	159 (2.00)	159 (2.00)	159 (2.00)	159 (2.00)
後配出資配当額	93 (1.00)	140 (1.00)	187 (1.00)	235 (1.00)	240 (1.00)
事業分量配当額	188 (0.025)	241 (0.030)	243 (0.030)	245 (0.030)	431 (0.050)
職員数	78	71	79	88	86
単体自己資本比率	22.75	25.43	27.55	27.22	25.49

(注) 総資産額には債務保証見返残高は含まれていません。



2. 利益総括表

(単位：百万円,%)

	平成23年度	平成24年度	増減
資金運用収支	3,442	2,885	△ 557
役務取引等収支	35	41	5
その他事業収支	565	554	△ 11
事業粗利益	4,043	3,481	△ 562
(事業粗利益率)	(0.48)	(0.40)	(△ 0.08)

- 注1. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	平成23年度			平成24年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	833,825	8,299	1.00	880,319	7,843	0.89
うち預け金	486,694	3,856	0.79	540,091	3,843	0.71
うち有価証券	247,734	2,595	1.05	248,630	2,291	0.92
うち貸出金	89,261	1,807	2.02	83,489	1,673	2.00
資金調達勘定	821,126	4,856	0.59	866,021	4,958	0.57
うち貯金	865,157	4,955	0.57	914,011	5,069	0.55
うち借入金	15,000	250	1.67	15,000	247	1.65
総資金利ざや			0.25			0.16

- 注1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息（支払雑利息等）
 ＋経費－金銭の信託運用見合費用）／資金調達勘定平均残高（貯金＋譲渡性貯金＋借入金
 ＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	23年度増減額	24年度増減額
受取利息	△ 371	△ 456
うち貸出金	△ 30	△ 133
有価証券	△ 46	△ 303
預け金	△ 294	△ 12
支払利息	△ 394	101
うち貯金	△ 385	114
借入金	△ 6	△ 2
差し引き	23	△ 557

- 注1. 増減額は前年度対比です。
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には譲渡性貯金利息、支払奨励金が含まれています。
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	平成23年度		平成24年度		増減
流動性貯金	12,226	(1.41)	9,462	(1.04)	△ 2,764
定期性貯金	851,151	(98.38)	888,884	(97.25)	37,732
その他の貯金	110	(0.01)	289	(0.03)	179
計	863,489	(99.81)	898,636	(98.32)	35,147
譲渡性貯金	1,668	(0.19)	15,375	(1.68)	13,706
合計	865,157	(100.00)	914,011	(100.00)	48,853

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	平成23年度		平成24年度		増減
定期貯金	855,416	(100.00)	927,715	(100.00)	72,298
うち固定金利定期	855,416	(100.00)	927,715	(100.00)	72,298
変動金利定期	－	(－)	－	(－)	－

注1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度		増減
手形貸付	784		740		△ 43
証書貸付	55,036		54,169		△ 866
当座貸越	3,469		3,267		△ 201
金融機関貸付	29,971		25,311		△ 4,660
割引手形	－		－		－
合計	89,261		83,489		△ 5,771

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成23年度	平成24年度	増減
固定金利貸出	36,770 (41.0)	26,697 (34.0)	△ 10,073
変動金利貸出	52,810 (59.0)	51,935 (66.0)	△ 874
合計	89,581 (100.0)	78,632 (100.0)	△ 10,948

(注) ()内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	増減
貯金等	15	69	53
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,692	1,333	△ 359
その他担保物	618	665	46
計	2,327	2,068	△ 258
農業信用基金協会	156	128	△ 28
その他保証	4,518	3,779	△ 738
計	4,675	3,908	△ 767
信用	82,578	72,656	△ 9,922
合計	89,581	78,632	△ 10,948

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	増減
貯金等	0	0	△ 0
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	313	317	3
その他担保物	—	—	—
計	313	317	3
農業信用基金協会	—	—	—
その他保証	178	152	△ 25
計	178	152	△ 25
信用	0	0	△ 0
合計	492	470	△ 22

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成23年度		平成24年度		増減
設備資金	4,317	(4.8)	5,219	(6.6)	901
運転資金	85,263	(95.2)	73,413	(93.4)	△11,849
合計	89,581	(100.0)	78,632	(100.0)	△10,948

(注) ()内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円,%)

	平成23年度		平成24年度		増減
製造業	5,395	(6.0)	4,658	(5.9)	△736
農業	10	(0.0)	7	(0.0)	△3
林業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
漁業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
建設業	66	(0.1)	27	(0.0)	△39
電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	(7.8)	7,000	(8.9)	—
情報通信業	2,600	(2.9)	3,100	(3.9)	500
運輸業・郵便業	4,006	(4.5)	4,165	(5.3)	158
卸売業	4,404	(4.9)	4,931	(6.3)	526
小売業	1,240	(1.4)	2,122	(2.7)	881
金融・保険業	36,597	(40.9)	27,429	(34.9)	△9,167
不動産業	7,180	(8.0)	4,961	(6.3)	△2,218
物品賃貸業	12,160	(13.6)	11,527	(14.7)	△633
学術研究、専門・技術サービス業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
宿泊業	702	(0.8)	421	(0.5)	△280
飲食業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
教育・学習支援業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
医療・福祉	650	(0.7)	632	(0.8)	△18
その他のサービス	118	(0.1)	61	(0.1)	△56
地方公共団体	4,873	(5.4)	5,303	(6.7)	429
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,433	(1.6)	1,302	(1.7)	△131
海外円借款、国内店名義現地貸	—	(0.0)	—	(0.0)	—
中央政府	—	(0.0)	—	(0.0)	—
その他	1,140	(1.3)	980	(1.2)	△160
合計	89,581	(100.0)	78,632	(100.0)	△10,948

(注) ()内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成24年度	増 減
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	7	5	△ 1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	6	4	△ 2
農 業 関 連 団 体 等	1,404	1,931	526
合 計	1,418	1,941	522

- 注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当します。
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成24年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,418	1,941	522
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	1,418	1,941	522

- 注1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、京都市農林畜水産業振興資金が該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成24年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,568	2,478	△ 89
合 計	2,568	2,478	△ 89

(8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / (C)
破綻先債権額	平成23年度	—	—	—	—	—
	平成24年度	0	—	0	0	100.00%
延滞債権額	平成23年度	551	193	357	357	100.00%
	平成24年度	1,124	1,006	118	118	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	平成23年度	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	平成23年度	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—
合 計	平成23年度	551	193	357	357	100.00%
	平成24年度	1,124	1,006	118	118	100.00%

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / (C)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成23年度	62	—	62	62	100.00%
	平成24年度	22	0	21	21	100.00%
危険債権	平成23年度	490	194	295	295	100.00%
	平成24年度	1,102	1,006	96	96	100.00%
要管理債権	平成23年度	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—
小計	平成23年度	552	194	358	358	100.00%
	平成24年度	1,125	1,006	118	118	100.00%
正常債権	平成23年度	89,616				
	平成24年度	78,051				
合 計	平成23年度	90,169				
	平成24年度	79,176				

(注) 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③ 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

④ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

- (10) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

- (11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度					平成24年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	321	322	-	321	322	322	274	-	322	274
個別貸倒引当金	370	358	-	370	358	358	118	52	305	118
合 計	692	680	-	692	680	680	393	52	628	393

- (12) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
貸 出 金 償 却	-	52

3. 有価証券に関する指標

- (1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	増 減
国 債	75,792	84,312	8,520
地 方 債	3,222	2,268	△ 954
政府保証債	-	-	-
金 融 債	102,901	91,992	△ 10,909
短期社債	-	-	-
社 債	37,082	44,549	7,467
外国証券	20,971	19,212	△ 1,759
株 式	3,783	3,420	△ 363
受益証券	3,981	2,875	△ 1,105
合 計	247,734	248,630	895

- (2) 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

【平成23年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	549	-	34,906	52,770	1,031	-	89,258
地方債	209	599	633	299	419	-	-	2,162
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	23,080	43,185	32,971	-	-	-	-	99,237
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	4,315	10,998	8,632	7,717	8,954	-	-	40,617
外国証券	1,895	399	-	12,040	7,000	44	-	21,380
株式	-	-	-	-	-	-	3,231	3,231
受益証券	-	-	-	-	-	-	2,610	2,610
合計	29,502	55,732	42,238	54,964	69,145	1,075	5,842	258,500

【平成24年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	549	-	7,441	38,578	47,387	5,286	-	99,243
地方債	314	669	588	329	421	-	-	2,324
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	20,884	38,392	28,469	-	-	-	-	87,746
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	7,515	12,789	16,168	10,861	2,553	-	-	49,888
外国証券	299	-	1,013	17,424	-	77	-	18,813
株式	-	-	-	-	-	-	1,855	1,855
受益証券	-	-	-	-	-	-	3,382	3,382
合計	29,563	51,851	53,681	67,193	50,361	5,363	5,238	263,255

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しています。

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成23年度			平成24年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	60,712	61,747	1,034	60,623	61,649	1,026
そ の 他	195,895	197,787	1,891	197,668	202,632	4,963
合 計	256,608	259,535	2,926	258,291	264,281	5,989

注1. 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

- 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
- 満期保有目的の債券については取得価額を貸借対照表価額としています。
- その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。
- 減損処理については23年度・24年度とも行っていません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成23年度			平成24年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	2,958	2,958	—	2,952	2,952	—
満期保有目的	58,000	60,379	2,379	60,000	62,959	2,959
そ の 他	673	561	△ 112	38	33	△ 5
合 計	61,632	63,899	2,267	62,991	65,946	2,954

注1. 本表記載の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

- 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
- 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
- 満期保有目的の金銭の信託については取得価額を貸借対照表価額としています。
- その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

經營諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	平成23年度	平成24年度	増減
総資産経常利益率	0.22	0.24	0.02
純資産経常利益率	3.82	4.29	0.47
総資産当期純利益率	0.15	0.18	0.03
純資産当期純利益率	2.63	3.22	0.59

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率

(単位：%)

	平成23年度	平成24年度	増減
期 末	10.16	8.07	△ 2.09
期 中 平 均	10.32	9.13	△ 1.19

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率

(単位：%)

	平成23年度	平成24年度	増減
期 末	29.32	27.03	△ 2.29
期 中 平 均	28.63	27.20	△ 1.43

- (注) 1. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題としており、平成25年3月末における自己資本比率は25.49%となりました。今後も安定的な収益の積み上げによる内部留保の増加に努めてまいります。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金による資本調達額	79億円（前年度 79億円）
後配出資金による資本調達額	246億円（前年度242億円）
回転出資金による資本調達額	13億円（前年度 10億円）
永久劣後特約付借入金	150億円（前年度150億円）

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

平成25年3月31日

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	32,206	32,681	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	24,221	24,695	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	1,078	1,340	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	1	1	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
資 本 準 備 金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を備用する場合を含む。）	32	22
利 益 準 備 金	8,619	8,979	控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
電 算 対 策 積 立 金	1,300	1,300	控除項目 計 (D)	32	22
特 別 積 立 金	9,050	9,600	自己資本額 (C-D) (E)	71,551	73,421
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	2,686	2,741	資産 (オン・バランス) 項目	255,367	281,010
処 分 未 済 持 分	—	—	オフ・バランス取引等項目	858	642
その他有価証券の評価差損	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,564	6,364
営 業 権 相 当 額	—	—	リスク・アセット等計 (F)	262,790	288,017
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	Tier1 比率 (A/F)	20.90%	19.66%
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	自己資本比率 (E/F)	27.22%	25.49%
基本的項目 計 (A)	54,941	56,643			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—			
一 般 貸 倒 引 当 金	322	274			
相 互 援 助 積 立 金	1,917	2,208			
負債性資本調達手段等	15,000	15,000			
負債性資本調達手段	15,000	15,000			
期限付劣後債務	—	—			
補完的項目不算入額	△ 597	△ 683			
補完的項目 計 (B)	16,642	16,800			
自己資本総額 (A + B) (C)	71,584	73,443			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	23年度			24年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	105,248	—	—	113,156	—	—
我が国の地方公共団体向け	65,160	—	—	67,606	—	—
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け	1,004	100	4	1,004	100	4
地方三公社向け	1,050	—	—	960	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	664,838	161,424	6,456	742,269	176,081	7,043
法人等向け	71,547	40,586	1,623	87,570	53,489	2,139
中小企業等向け及び 個人向け	61	43	1	69	49	1
抵当権付住宅ローン	180	61	2	131	45	1
不動産取得等事業向け	1,112	970	38	840	840	33
三月以上延滞等	208	220	8	112	135	5
信用保証協会等による 保証付	156	15	0	128	12	0
出資等	49,926	49,926	1,997	48,870	48,870	1,954
複数の資産を裏付とす る資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	222	616	24	1	12	0
証券化	60	149	5	—	—	—
上記以外	3,252	2,058	82	3,304	1,962	78
エクスポージャー別計	964,532	256,225	10,249	1,066,526	281,652	11,266
オペレーショナル・ リスクに対する所要 自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	6,564	262	6,364	254		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	262,790	10,511	288,017	11,520		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行うことにより、リスク量に見合う収益の確保に努めています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当社における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。ただし、その合計額が税法基準により容認される限度額を下回るときは、税法基準により算定した金額を繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

● 標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	23 年度					24 年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	943,700	90,377	229,628	—	120	1,048,223	79,504	235,493	—	24
国外	20,771	—	20,771	—	—	18,302	—	18,302	—	—
地域別残高計	964,471	90,377	250,399	—	120	1,066,526	79,504	253,795	—	24
法人	農業	178	178	—	—	180	180	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	19,625	5,400	8,035	—	—	27,213	4,663	14,700	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	9,418	8,302	1,116	—	61	7,540	5,953	1,426	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	9,682	7,014	2,443	—	—	12,060	7,013	5,046	—
	運輸・通信業	9,676	6,609	2,464	—	—	11,099	7,269	3,173	—
	金融・保険業	725,076	36,784	136,994	—	—	804,657	27,578	122,561	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	21,901	19,595	1,203	—	—	26,837	20,058	1,306	—
	日本国政府・地方公共団体	153,405	4,880	90,341	—	—	163,759	5,310	98,279	—
	上記以外	10,944	40	7,800	—	58	9,236	18	7,300	—
個人	1,570	1,570	—	—	0	1,457	1,457	—	—	
その他	2,991	—	—	—	—	2,480	—	—	—	
業種別残高計	964,471	90,377	250,399	—	120	1,066,526	79,504	253,795	—	
1年以下	560,338	15,315	29,468	—	—	666,285	11,860	29,578	—	
1年超3年以下	81,474	14,258	55,415	—	—	76,509	12,028	51,675	—	
3年超5年以下	66,251	11,998	42,183	—	—	80,233	14,887	53,441	—	
5年超7年以下	74,150	7,069	54,056	—	—	85,491	7,764	65,418	—	
7年超10年以下	104,361	19,056	68,273	—	—	78,704	12,622	48,626	—	
10年超	23,599	22,597	1,001	—	—	25,358	20,302	5,056	—	
期限の定めのないもの	54,295	81	—	—	—	53,944	39	—	—	
残存期間別残高計	964,471	90,377	250,399	—	—	1,066,526	79,504	253,795	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	23年度					24年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	321	322	—	321	322	322	274	—	322	274
個別貸倒引当金	370	358	—	370	358	358	118	52	305	118

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		23年度						24年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他			目的使用	その他						
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	62	61	—	62	61	—	61	21	—	61	21	—
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	200	196	—	200	196	—	196	0	52	143	0	52
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	107	100	—	107	100	—	100	96	—	100	96	—	
業種別計	370	358	—	370	358	—	358	118	52	305	118	52	

- (注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。
 2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		23年度			24年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	172,492	172,492	—	182,996	182,996
	10%	—	1,672	1,672	—	1,643	1,643
	20%	12,640	631,158	643,798	11,500	709,019	720,519
	35%	—	174	174	—	131	131
	50%	38,657	86	38,743	47,635	22	47,658
	75%	—	58	58	—	66	66
	100%	14,696	92,466	107,163	21,070	92,348	113,419
	150%	87	255	343	87	2	89
	その他	—	25	25	—	1	1
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	
合計	66,081	898,389	964,471	80,294	986,231	1,066,526	

- (注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
2. 自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責に係る控除額があります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	23年度			24年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,050	—	—	960	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	7	1,500	—	10	1,000	—
中小企業等向け及び個人向け	—	3	—	—	2	—
抵当権付住宅ローン	—	5	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	1	—	—	8	—
合 計	7	2,561	—	10	1,971	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引ですが、当会では該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	23年度	24年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

23年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	111	112	—	—	—	112
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	1	2	—	—	—	2
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	64	73	—	—	—	73
(7) クレジット・デリバティブ	14	15	—	—	—	15
派生商品合計	191	204	—	—	—	204
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	191	204	—	—	—	204

(単位：百万円)

24年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会については、投資家として証券化エクスポージャーおよび再証券化エクスポージャーを取得しています。これらのエクスポージャーは信用リスクのほか流動性リスクも内包していますが、定期的に分析を行う等、適切に管理を行っています。

● 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得については「運用限度額基準」にて、取得限度額および取得にかかる商品性の制限を定めております。また、「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、一定の条件に抵触した銘柄については、評価等の状況および対処方針を月次のALM委員会に報告することとしています。

● 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

● 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

● 当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

● 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する取引はありません。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

- 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- 内部評価方式の概要
当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		23年度		24年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	64	20	2	20
	合計	64	20	2	20
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	7	—	—	—
	合計	7	—	—	—

(注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

23年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	17	0		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	34	4		リスク・ウェイト650%	0	0
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	12	12		自己資本控除	20	20
	合計	64	18		合計	20	20
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	7	0		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—		自己資本控除	—	—
	合計	7	0		合計	—	—

24年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	2	2		自己資本控除	20	20
	合計	2	2		合計	20	20
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—		自己資本控除	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

(注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

3. 自己資本控除には、ファンドのうち裏付資産が把握できない金額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
(単位：百万円)

	23 年度	24 年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
自 動 車 口 ー ン	—	—
そ の 他	32	22
合 計	32	22

(注) 1. 自己資本比率告示第 223 条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能をもつ I / O ストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つ I / O ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたものです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当する取引はありません。

e. 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク）」において管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、「資産の償却・引当要領」、「有価証券減損処理基準」に基づいて資産査定を行い、適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク編）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	23年度		24年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,231	3,231	3,382	3,382
非上場	44,016	44,016	44,200	44,200
合計	47,248	47,248	47,583	47,583

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	23年度			24年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	477	—	23	169	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合計	0	477	—	23	169	—

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

	23年度		24年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	225	491	594	235
非上場	—	—	—	—
合計	225	491	594	235

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	23年度		24年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一定割合行っています。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントは必要不可欠となっています。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管しています。

● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、有価証券等の市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1年）により算出し、各リスクファクター間の相関を考慮した市場統合VaRの計測を行っています。

併せて、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動（1%タイル値、99%タイル値）による金利リスク（アウトライヤー基準に基づく金利リスク）を計測しています。

● 内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

【VaR計測によるリスク量】

(単位：百万円)

	23年度	24年度
市場統合VaR	6,419	4,695

【アウトライヤー基準に基づく金利リスク】

(単位：百万円)

	23年度	24年度
アウトライヤー基準に基づく金利リスク	△ 1,933	△ 1,376

ご参考

【府内JAバンク会員のご紹介】（平成25年7月1日現在）

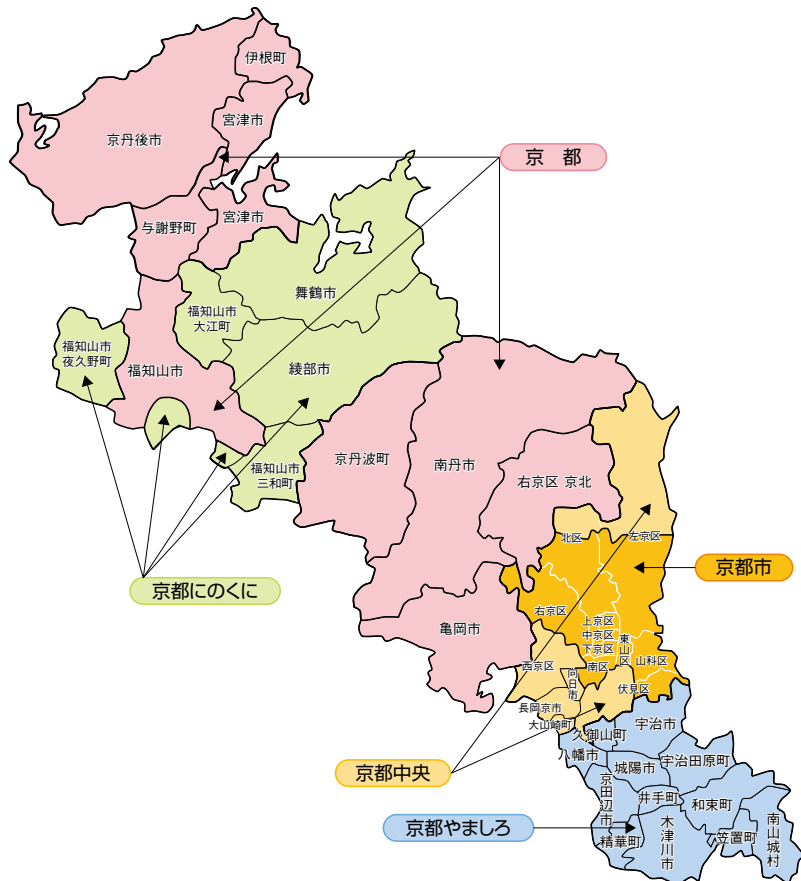
● 府内JA

JA名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数	ATM台数
京 都 市	615-0046	京都市右京区西院西溝崎町24	075-314-5631	17	16
京 都 中 央	617-0826	京都府長岡京市開田4-14-8	075-955-8571	19	17
京都やましろ	610-0331	京都府京田辺市田辺鳥本1-2	0774-62-1200	17	36
京 都	621-0806	京都府亀岡市余部町天神又2	0771-22-5505	29	60
京都にのくに	623-0053	京都府綾部市宮代町前田20	0773-42-1811	14	26
計				96	155

● 当 会

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M台数
本 店	601-8585	京都市南区東九条西山王町 1	075-681-2412	1
事務センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町6	075-602-7511	—

京都府内農業協同組合一覧図



ご参考

■「JAバンク相談所」のご案内

JAバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます。

JAバンク相談所の ご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、京都府農業協同組合中央会が設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めるとしています。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの第3者機関

京都府JAバンク相談所

所在地 ◆ 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館4階
(京都府農業協同組合中央会内)

受付時間 ◆ 月～金曜日 午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

電話番号 ◆ 075-693-2105

イ. 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織・・・・・・・・・・18
- (2) 理事、経営管理委員及び
監事の氏名及び役職名・・・・・・・・19
- (3) 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・19
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項・・19

ロ. 主要な業務の内容・・・・・・・・・・24

ハ. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における
事業の概況・・・・・・・・・・12
- (2) 直近の5事業年度における
主要な業務の状況・・・・・・・・48
 - (i) 経常収益
 - (ii) 経常利益又は経常損失
 - (iii) 当期剰余金又は当期損失金
 - (iv) 出資金及び出資口数
 - (v) 純資産額
 - (vi) 総資産額
 - (vii) 貯金等残高
 - (viii) 貸出金残高
 - (ix) 有価証券残高
 - (x) 単体自己資本比率
 - (xi) 剰余金の配当の金額
 - (xii) 職員数
- (3) 直近の2事業年度における
事業の状況・・・・・・・・・・49
 - (i) 主な業務の状況を示す指標
 - (ii) 貯金に関する指標
 - (iii) 貸出金等に関する指標
 - (iv) 有価証券に関する指標

ニ. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制・・・・・・・・・・10
- (2) 法令遵守の体制・・・・・・・・・・4
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化
のための取組の状況・・・・・・・・14
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・6

ホ. 直近の2事業年度における財産の 状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書・・・・・・・・34
- (2) 貸出金にかかる額及びその合計額・・50
 - (i) 破綻先債権に該当する貸出金
 - (ii) 延滞債権に該当する貸出金
 - (iii) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 元本補てん契約のある信託に係る
貸出金の状況・・・・・・・・55
- (4) 自己資本の充実の状況・・・・・・・・59
- (5) 取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益・・・・・・・・57
 - (i) 有価証券
 - (ii) 金銭の信託
 - (iii) デリバティブ取引
 - (iv) 金融等デリバティブ取引
 - (v) 有価証券店頭デリバティブ取引
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額・・・・・・・・55
- (7) 貸出金償却の額・・・・・・・・55

ヘ. 役員等の報酬体系・・・・・・・・20

JAバンク京都信連ディスクロージャー誌 2013